

山口県報

平成21年
4月3日
(金曜日)

目次

地方卸売市場の名称の変更(流通企画室).....	一
森林病虫害等防除法の規定に基づく命令の内容となる事項の公表(森林整備課).....	一
柳井市柳井津土地区画整理事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....	二
下関都市計画公園の変更(都市計画課).....	三
周南都市計画道路事業の認可(都市計画課).....	三
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課).....	三
道路の位置の指定(建築指導課).....	五
公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課).....	五
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....	六
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....	六
土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課).....	七
換地処分の届出(農村整備課).....	七
県営佐山新地地区経営体育成基盤整備事業の換地処分(農村整備課).....	八
周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....	八
二級建築士等登録事務を行わせる指定登録機関の指定(建築指導課).....	八
事務所登録等事務を行わせる指定事務所登録機関の指定(建築指導課).....	八
契約の締結(物品管理課).....	八
雑報	
県報の正誤(平成二十一年三月二十四日山口県報(号外一二)).....	九

山口県告示第六十三号

山口県卸売市場条例(昭和四十七年山口県条例第七号)第十八条の規定により、次のとおり地方卸売市場の名称の変更の届出があった。

平成二十一年四月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 許可番号 水開第三六号
- 二 開設者の名称

下関市

- 三 開設者の住所

下関市南部町一番一号

- 四 地方卸売市場の名称

変更後

下関市地方卸売市場特牛市場

変更前

- 五 地方卸売市場の所在地

下関市豊北町大字神田一二二〇の五

- 六 変更年月日

平成二十一年四月一日

山口県告示第六十四号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)以下「法」という。(第五条第一項の規定により、法第三条第一項第四号の命令を行うので、法第五条第四項において準用する法第三条第五項の規定により命令の内容となる事項を次のように公表する。

平成二十一年四月三日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域及び期間

(一) 区域

萩市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び

山口県秋農林事務所並びに秋市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。()

(一) 期間

平成二十一年六月二日から同年七月三日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機を利用して薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一 (一)の区域の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一 (一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病害虫等防除法施行細則(昭和二十五年山口県規則第七十五号)第二条に定めるところにより、森林病害虫等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があったときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(三) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一 (二)に掲げる期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(四) 知事は、(三)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

一 区域及び期間

(一) 区域

下関市、光市及び長門市の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門系農林事務所並びに下関市農林水産部農林整備課、光市経済部水産林業課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 期間

平成二十一年六月二日から同年七月三日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

四 命令をしようとする理由

一 (一)の区域の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、一 (一)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがある。

五 その他必要な事項

(一) 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(二) 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、当該措置を行ったときは、山口県森林病害虫等防除法施行細則(昭和二十五年山口県規則第七十五号)第二条に定めるところにより、森林病害虫等防除実施届を提出するものとし、当該届の提出があったときは、知事は、当該届を提出した者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(三) 知事は、三に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、一 (二)に掲げる期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(四) 知事は、(三)の措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

山口県告示第百六十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十条第一項の規定に基づき、柳井市柳井津土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年四月三日

山口県知事 二井 関成

一 土地区画整理事業の名称

柳井市柳井津土地区画整理事業

二 事務所の所在地
柳井市古開作五六三の六

三 施行認可の年月日
平成二十年十一月十四日

四 変更認可の年月日
平成二十一年四月三日

山口県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、下関都市計画公園を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び下関市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年四月三日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画公園五・五・二乃木浜総合公園

二 変更の内容

区域の変更

山口県告示第百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、周南都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十一年四月三日

山口県知事 二井 関成

一 施行者の名称

下松市

二 都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画道路事業三・四・二百十八青木線

三 事業施行期間

平成二十一年四月三日から平成二十八年三月三十一日まで
四 事業地
下松市望町二丁目、望町三丁目及び望町四丁目

山口県告示第百六十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十一年四月三日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域（第一工区）

(一) 位置

下松市大字東豊井字宮ノ洲鼻七四二の三一地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から15の地点までを順次結んだ線及び1の地点と15の地点を結んだ線に囲まれた区域、16の地点から35の地点までを順次結んだ線及び16の地点と35の地点を結んだ線に囲まれた区域、36の地点から57の地点までを順次結んだ線及び36の地点と57の地点を結んだ線に囲まれた区域並びに58の地点から73の地点までを順次結んだ線、73の地点と74の地点を結ぶ平成八年秋分の満潮位（D・L・+三・一〇メートル）における公有水面と陸地との境界線、74の地点と75の地点を結んだ線及び58の地点と75の地点を結んだ線に囲まれた区域

1の地点 下松市大字東豊井字宮ノ洲の宮ノ洲四等三角点（北緯三三度五九分二七・四三六秒東経一三三度五二分〇八・〇九一秒）（以下「基準点」といふ。）から二七三度二九分〇四秒三三三・五八メートルの地点

2の地点 1の地点から三二二度四一分三〇秒七・四二メートルの地点

3の地点 2の地点から三二二度四七分二五秒四・六一メートルの地点

4の地点 3の地点から五一度五七分〇七秒六〇・一五メートルの地点

5の地点 4の地点から一四二度一分〇五秒八・一九メートルの地点

6の地点 5の地点から三三二度三六分三一秒二・七八メートルの地点

7の地点 6の地点から三三二度二七分三七秒一・五三メートルの地点

8の地点 7の地点から三三二度四八分一六秒五・七二メートルの地点

42の地点	41の地点	40の地点	39の地点	38の地点	37の地点	36の地点	35の地点	34の地点	33の地点	32の地点	31の地点	30の地点	29の地点	28の地点	27の地点	26の地点	25の地点	24の地点	23の地点	22の地点	21の地点	20の地点	19の地点	18の地点	17の地点	16の地点	15の地点	14の地点	13の地点	12の地点	11の地点	10の地点	9の地点
41の地点から三八度四七分〇四秒一・四九メートルの地点	40の地点から三〇八度五七分四九秒二・七九メートルの地点	39の地点から二一八度五七分五九秒八・一九メートルの地点	38の地点から二二八度五六分一八秒三九・五五メートルの地点	37の地点から五一度五四分五六秒四三・八七メートルの地点	36の地点から三三二度四分四二秒八・二五メートルの地点	基準点から二九六度三六分三八秒二四七・四三メートルの地点	34の地点から一四二度三一分三九秒一・五一メートルの地点	33の地点から三三二度四分四三秒一・五一メートルの地点	32の地点から三三二度〇五分三八秒一四・三三メートルの地点	31の地点から一四三度二分三七秒一・四九メートルの地点	30の地点から三三二度五九分〇二秒五・六八メートルの地点	29の地点から三三二度四九分五〇秒一・五〇メートルの地点	28の地点から三三二度五九分五三秒一四・三七メートルの地点	27の地点から一四一度四分二一秒一・五二メートルの地点	26の地点から三三二度五四分二四秒五・六九メートルの地点	25の地点から三三二度一九分二〇秒一・四九メートルの地点	24の地点から三三二度〇一分三三秒一四・三四メートルの地点	23の地点から一四二度二分五五秒一・五二メートルの地点	22の地点から三三二度〇八分一六秒五・七二メートルの地点	21の地点から三三二度一五分二五秒一・五一メートルの地点	20の地点から三三二度二分三一秒二・七七メートルの地点	19の地点から三三二度二分三一秒二・七七メートルの地点	18の地点から一四二度四分〇〇秒八・二五メートルの地点	17の地点から一四二度四分〇〇秒八・二五メートルの地点	16の地点から三三二度〇八分三七秒八・一九メートルの地点	基準点から二八二度〇二分一三秒二九一・六三メートルの地点	14の地点から三三二度五三分三一秒一・五二メートルの地点	13の地点から一四二度一分五六秒一・五〇メートルの地点	12の地点から三三二度〇八分一九秒五・七六メートルの地点	11の地点から三三二度一分三〇七秒一・四八メートルの地点	10の地点から三三二度一分三〇七秒一・四八メートルの地点	9の地点から一四二度四九分一四秒一・五〇メートルの地点	

(三) 面積

75の地点	74の地点	73の地点	72の地点	71の地点	70の地点	69の地点	68の地点	67の地点	66の地点	65の地点	64の地点	63の地点	62の地点	61の地点	60の地点	59の地点	58の地点	57の地点	56の地点	55の地点	54の地点	53の地点	52の地点	51の地点	50の地点	49の地点	48の地点	47の地点	46の地点	45の地点	44の地点	43の地点
74の地点から三〇八度五七分〇三秒三五・八三メートルの地点	基準点から二九〇度二五分〇七秒一三〇・二〇メートルの地点	72の地点から二二八度五五分三三秒七四・二三メートルの地点	71の地点から三八度五六分一〇秒八・一九メートルの地点	70の地点から三〇八度五六分二八秒一一・五五メートルの地点	69の地点から一一九度〇九分一三秒一・四八メートルの地点	68の地点から三〇八度五〇分五六秒五・七四メートルの地点	67の地点から三八度三三分二八秒一・五〇メートルの地点	66の地点から三〇八度五八分〇五秒一四・二八メートルの地点	65の地点から一一八度四三分二三秒一・四九メートルの地点	64の地点から三〇八度四九分〇五秒五・七七メートルの地点	63の地点から三九度〇四分一八秒一・四八メートルの地点	62の地点から三〇八度二〇分二九秒二・七三メートルの地点	61の地点から三九度一分五二秒一九・二二メートルの地点	60の地点から三〇八度三九分二六秒一・四九メートルの地点	59の地点から三八度五二分一五秒五・四六メートルの地点	58の地点から二七度五一分五三秒一・四六メートルの地点	基準点から二九四度二九分三九秒一六四・四九メートルの地点	56の地点から一四一度一八分〇三秒一・五〇メートルの地点	55の地点から三三二度五〇分四二秒五・七一メートルの地点	54の地点から三三二度一〇分四八秒一・四九メートルの地点	53の地点から三三二度四五分一一秒一・六二メートルの地点	52の地点から一四一度四分四一秒一・四九メートルの地点	51の地点から三三二度〇一分三三秒五・七二メートルの地点	50の地点から三三二度〇二分三九秒一・四八メートルの地点	49の地点から三三二度二六分〇〇秒二・八二メートルの地点	48の地点から三〇八度三五分一九秒四・五〇メートルの地点	47の地点から一一九度三九分〇二秒一・四七メートルの地点	46の地点から三〇九度〇分〇三秒五・六九メートルの地点	45の地点から三九度一分三九秒一・四九メートルの地点	44の地点から三〇八度五五分〇秒一四・三三メートルの地点	43の地点から一一八度一八分三五秒一・四九メートルの地点	42の地点から三〇九度〇分二六秒五・七二メートルの地点

三、二五五・四八平方メートル

二 免許の年月日及び番号
平成十年二月二十六日 指令港湾第七〇八号

三 関係図書を閲覧できる市町
下松市

四 認可を受けた者
山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成二十一年三月二十三日

山口県告示第百六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十一年四月三日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市大字末武上字上地四五八の二	四・〇～四・五	三七・九	一六五・〇一

山口県告示第百七十号

公営住宅法施行令第二十一条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月三日

山口県知事 二井 関成

表穂田県営住宅の項及び綾羅木県営住宅の項中、「〇・七〇」を「〇・六〇」に改め、

同表垢田県営住宅の項中

A棟からI棟まで及びL棟

〇・七〇を

A棟からE棟まで及びG棟

〇・六〇

F棟、H棟、I棟及びL棟

〇・六四

に改め、同表栄泉

営住宅の項中「〇・七〇」を「〇・六四」に改め、同表一の宮県営住宅の項を次のように改める。

一の宮県営住宅 一号棟から九号棟まで

〇・九二

表西宇部県営住宅の項中「〇・七〇」を「〇・六八」に改め、同表鶴の島県営住宅の項中「〇・七〇」を「〇・六九」に改め、同表東岐波県営住宅の項、小羽山県営住宅の項及び西田中県営住宅の項中「〇・七〇」を「〇・六八」に改め、同表大道県営住宅の項中

A棟及びB棟

〇・七〇を

に改め、同表旗岡

A棟	〇・六三
B棟	〇・六八

県営住宅の項中「四三号棟まで」の下に「及びA棟からM棟まで」を加え、「〇・七〇」を「〇・六一」に改め、同表浪の浦県営住宅の項中「〇・七〇」を「〇・六八」に改め、同表黒磯県営住宅の項中「〇・七〇」を「〇・五六」に改め、同表海士路県営住宅の項中「〇・七〇」を「〇・六一」に改め、同表島田県営住宅の項中「〇・七〇」を「〇・六三」に改め、同表新庄北県営住宅の項を次のように改める。

新庄北県営住宅	九号棟、一〇号棟、一一号棟、一二号棟、一三号棟、一六号棟及び一七号棟	〇・五三
	二〇号棟	〇・五八
	A棟からC棟まで及びE棟	一・〇〇

表旭ヶ丘県営住宅の項中「〇・七〇」を「〇・五六」に改め、同表周南県営住宅の項中「〇・七〇」を「〇・五八」に改め、同表瀬ノ上県営住宅の項中「〇・七〇」を「〇・五九」に改め、同表舞車県営住宅の項中「〇・七〇」を「〇・五七」に改め、同表慶万県営住宅の項中「〇・七〇」を「〇・六一」に改め、同表くし山県営住宅の項中「〇・七〇」を「〇・六七」に改める。



(一〇九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年五月十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年四月三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年三月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 うべ環境コミュニティー

代表者の氏名 浮田 正夫

主たる事務所の所在地 宇部市新天町一丁目二番三六号

三 定款に記載された目的

市民に対して多様な情報提供及び啓発活動を行い、地球市民の育成に努め、並びに世代及び地域を超えた環境市民のネットワークを広く構築することにより、持続的に発展することができる循環型社会を早期に実現すること。

(一一〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十一年四月三日から同年八月三日までの間、山口県商工労働部商

政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年四月三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 シーモール下関ショッピングセンター

所在地 下関市竹崎町四丁目一の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 株式会社下関大丸

下関商業開発株式会社 " " 下関市竹崎町四丁目四番一〇号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

タビオ株式会社

越智 直正

越智 寛勝

四 届出年月日

平成二十一年三月十九日

五 変更年月日

平成二十一年五月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 シーモール下関ショッピングセンター

所在地 下関市竹崎町四丁目一の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 株式会社下関大丸

下関商業開発株式会社 " " 下関市竹崎町四丁目四番一〇号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前 変 更 後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変 更 前 変 更 後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変 更 前 変 更 後

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 有限会社下関商工センター
 村田 淳
 波田 兼昭

四 届出年月日
 平成二十一年三月十九日
 五 変更年月日
 平成二十一年六月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 シーモール下関ショッピングセンター
 所在地 下関市竹崎町四丁目一の二
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社下関大丸 住所 下関市竹崎町四丁目四番一〇号 代表者の氏名 平井 健二
 下関商業開発株式会社 " " 八号 吉田 実
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社さが美	株式会社さが美
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社レポリユーシオンカンパニー	有限会社レポリユーシオンカンパニー
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	武本 浩一	武本 浩一
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ソックコウベ	株式会社ソックコウベ
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	エルエイトレーディング株式会社	エルエイトレーディング株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	窪井 雅和	窪井 雅和
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	エルエイトレーディング株式会社	福岡市早良区藤崎二丁目一〇番一〇号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	窪井 雅和	下関市川中豊町七丁目一一番一五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
 エルエイトレーディング株式会社
 井上 正憲

四 届出年月日
 平成二十一年三月十九日
 五 変更年月日
 平成二十一年二月二十八日

(一一一) 土地改良事業の工事の完了の届出
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。
 平成二十一年四月三日

土地改良事業を行う者の名称又は氏名
 阿東町 須の原地区 用排水施設の改修
 事業の名称 工事着手時期 工事完了時期
 山口県知事 二井 関成
 平成二〇、一〇、二 平成二一、三、四

(一一二) 換地処分の届出
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六條の四において準用する同法第五十四條第三項の規定により、宇部市楠地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。
 平成二十一年四月三日
 山口県知事 二井 関成
 一 換地処分をした年月日
 平成二十一年三月十七日
 二 換地処分をした権利者数
 二十七人

(一一三) 県営佐山新地地区経営体育成基盤整備事業の換地処分
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
 県営佐山新地地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行
 いました。

平成二十一年四月三日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日
 平成二十一年三月二十五日
 二 換地処分の内容
 県営佐山新地地区経営体育成基盤整備事業換地計画書に記載された換地計画のとおり

(一一四) 周南都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す
 る同法第二十条第一項の規定による周南都市計画公園の変更に係る同法第十四条第一項
 に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同
 法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年四月三日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称
 周南都市計画公園五・四・三百一徳山公園
 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 山口県土木建築部都市計画課

(一一五) 二級建築士等登録事務を行わせる指定登録機関の指定

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条の二十第一項の規定により、指定登
 録機関を次のとおり指定しました。

平成二十一年四月三日

山口県知事 二井 関 成

一 指定登録機関の名称及び住所
 社団法人山口県建築士会
 山口市大手町三番八号
 二 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
 山口市大手町三番八号
 三 二級建築士等登録事務の開始の日
 平成二十一年四月一日

(一一六) 事務所登録等事務を行わせる指定事務所登録機関の指定

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二十六条の三第一項の規定により、指定
 事務所登録機関を次のとおり指定しました。

平成二十一年四月三日

山口県知事 二井 関 成

一 指定事務所登録機関の名称及び住所
 社団法人山口県建築士事務所協会
 山口市大手町三番八号
 二 事務所登録等事務を行う事務所の所在地
 山口市大手町三番八号
 三 事務所登録等事務の開始の日
 平成二十一年四月一日

(一一七) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十一年四月三日

山口県知事 二井 関 成

一 事務を担当する課の名称及び所在地
 会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
 二 契約に係る物品の名称及び数量
 抗インフルエンザウイルス薬 二十五万六千錠
 三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十一年三月十七日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目五番一号

六 契約金額

六千二十六万四千九百六十円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成



正 誤

平成二十一年三月二十四日山口県報（号外―一二）

一	ページ		
	上	山口県人事委員会規則第十二号	誤
		山口県人事委員会規則第一号	正

平成二十一年四月三日発行

発行所

山口県知事庁